

令和3年5月24日

保護者 各位

西原町新型コロナウイルス対策本部長
西原町長 崎原 盛秀
(公印 省略)

沖縄県の「緊急事態措置区域」追加に伴う対策の実施について（依頼）

平素より、西原町の児童福祉行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、国による「緊急事態措置」の適用について5月23日から6月20日までの間、沖縄県が追加されることに決まりました。

その結果、沖縄県の対処方針（学校・社会福祉施設・各関係施設等について）に「感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底したうえで、通常どおりの保育の提供を要請する」と示されていることを踏まえて、下記のとおり取り扱うことといたしました。

保護者の皆様におかれましては、下記の通りご協力くださいますようお願いいたします。

なお、本決定事項は、5月24日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

○実施期間：5月24日～6月20日の期間 ※今後の状況によっては変更となる可能性があります。

- 1 各家庭での保育が可能な世帯で、可能な日にご家庭での保育を行う「家庭保育の協力」についてのご協力をお願いいたします。ご家庭での保育が可能な範囲内（平日に仕事が休みの場合等）で、登園を見合わせていただきますようお願いいたします。なお、本件に関して、保育料の減免措置の対象となります。
- 2 各ご家庭におかれましては、沖縄県より示されております「措置法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針について」のとおり、「不要不急の外出の自粛徹底」をしていただくとともに、これまで同様、感染防止の基本である 3 密対策、特にこまめな換気、マスクの着用及び丁寧な手洗い等の徹底をお願いいたします。
- 3 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童の厳格かつ迅速な登園自粛徹底の継続へのご理解をお願いいたします。

また、家庭内感染等から園へと感染が増えている現状を受け、家族に発熱症状等がある場合においても、園児の登園をお控えください。

- 4 家族に感染者が発生した、またはPCR検査を受けた、保健所から濃厚接触者として指定された場合は、直ちに園までご連絡をお願いします。
- また、兄弟姉妹児がおりましたら、それぞれの施設等へのご連絡を重ねてお願いします。

お問い合わせ

西原町役場 こども課

TEL 098-945-5311